

## ②出生後休業支援給付金

### (2-1)出生後育児休業給付金の支給要件

2025(令和7)年4月から「出生後休業支援給付金」が創設されます。次の要件を満たす方は、2025 年4月以後の育児休業に対して、育児休業給付金に加えて出生後休業支援給付金が支給されます。

1. 同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休(出生時育児休業)を通算して **14 日以上**取得した被保険者であること。
2. 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して **14 日以上**の育児休業を取得したこと、または、**子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」(※)**に該当していること。

#### ※「配偶者の育児休業を要件としない場合」

##### a. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含みます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合、または災害により行方不明となっている場合に限ります。

##### b. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

##### c. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

##### d. 配偶者が無業者

##### e. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

##### f. 配偶者が産後休業中

##### g. a～f 以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

該当する場合は、育児休業給付の内容と支給申請手続(厚生労働省ホームページ)の 19P～24P の確認書類を併せて提出してください。

### (2-2)出生後育児休業給付金の支給額

出生後休業支援給付金の支給額 = 休業開始時賃金日額※1×対象期間内の被保険者の休業期間の日数(28 日が上限) ※4 ×**13%**